

秋間みのりが丘区会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防災、防火
- (5) 防犯、交通安全
- (6) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する活動

(名称)

第2条 本会は、秋間みのりが丘区会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、安中市秋間みのりが丘地内（以下「本区域」という。）とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、安中市秋間みのりが丘3番地174に置く。

第2章 会員

(会員等)

第5条 本区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員となることができる。

- 2 本区域に住所を有しないが、土地または家屋を所有する個人は、準会員となることができる。
- 3 本会の活動を賛助する法人又は団体は、賛助会員となることができる。
- 4 準会員及び賛助会員は、総会における表決権を有しない。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 本会に入会しようとするものは、本会が定める入会申込書を区長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員、準会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 会員が本区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 準会員が本区域内に土地または家屋を有しなくなった場合
 - (3) 本人より本会にて定める退会届が区長に提出された場合
- 2 会員または準会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 区長 1名
- (2) 区長代理者 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 10名以内
- (5) 監事 1名

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と区長、区長代理者及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第11条 区長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 区長代理者は、区長を補佐し、区長に事故あるとき、または区長が欠けたときは、区長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 区長、区長代理者及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、区長は2年、その他の役員は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員の選出に関すること。
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 区長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 班長会

(班及び班長)

第24条 班は、別図の班編成区画図に示された地区単位で構成され、各々1名の班長を置く。2班長は担当地区を統括し、別に定める役割を担うものとする。

- 3 班長は、輪番制で就任するものとする。ただし、班長の輪番制の順序等については、公平性を維持する範囲において、班の総意にゆだねるものとする。

(班長の任期)

第25条 班長の任期は1年とする。

- 2 都合により任期途中で交代した班長の任期は、前任者の残任期間とするが、再任は妨げない。
- 3 班長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(班長会の構成)

第26条 班長会は、総会に次ぐ決議機関であって、班長及び第9条に定める監事を除く役員で構成し、運営は総会に準ずる。

(班長会の権能)

第27条 班長会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(班長会の招集等)

第28条 班長会は、区長代理者が招集する。

(班長会の議長)

第29条 班長会の議長は、区長代理者がこれに当たる。

(班長会の定足数等)

第30条 班長会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「班長会」と、「会員」とあるのは「班長・役員」と読み替えるものとする。

第6章 役員会

(役員会の構成)

第31条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第32条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 班長会に付議すべき事項
- (2) 総会及び班長会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他日常会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第33条 役員会は、区長または区長代理者が必要と認めるとき、または役員から会議の目的である事項を示して招集の請求があったときに招集する。

(役員会の議長)

第34条 役員会の議長は、区長代理者がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第35条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み

替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、区長が管理し、その方法は班長会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第38条 本会の資産で第36条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定める資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第43条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、安中市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第44条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第46条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び班長会・役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第47条 この規約の施行に関し必要な事項は班長会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、安中市長が認可した日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第42条にかかわらず、設立認可のあった日から平成26年3月31日までとする。
- 4 秋間地区みのりが丘区会（みのりが丘自治会）規約（平成16年6月19日施行）は廃止する。

運用細則

第1条（名称）

公の団体名は「秋間みのりが丘区会」とするが、区内では「みのりが丘自治会」と称する。

第2条（会員および会費）

- (1) 年会費は世帯単位にて会員6,000円とし、準会員3,000円とする。賛助会員は無料とする。
- (2) 会員および準会員は、入会した月より会費を負担し、月途中の入会の場合も1箇月分の会費を負担するものとする。
- (3) 会員および準会員は、書面をもって本会にその退会を通知しない限り、会費を支払うものとする。
- (4) 本会の会費は、総会において定める。会費は退会ほか、いかなる理由があっても返還しない。
また、本会は必要に応じて会員および準会員より特別会費を徴収することができる。
- (5) 前項にかかわらず、会員および準会員の事情により役員会が認めた場合は会費の納入を免除することができる。

第3条（役員）

- (1) 本会の役員及び班長の年額手当は次のとおりとする。
役員 30,000円 班長 7,500円

第4条（総会）

- (1) 規約の変更、解散および残余財産の処分を除いた一般議案については、規約第21条にかかわらず1世帯1表決権とし、同じく規約第5条4項にかかわらず準会員も表決権を有する。
- (2) 総会は総会員の2分の1以上の出席もしくは委任状の提出により開催することができる。
- (3) 表決は出席した会員および準会員、ならびに規約第22条の書面表決および代理表決により行う。
ただし議長は表決権を持たない。
- (4) 総会に出席しない会員および準会員は、原則として議長に委任するものとする。

第5条（班及び班長）

規約第24条1項にかかわらず、班員が著しく少ない班については実務上の扱いとして別班と合併し、あわせて1名以上の班長を置くことができる。

第6条（資産）

- (1) 財産目録に記載する資産は不動産並びに取得単価（税別）50,000円以上及び役員会が必要と認め班長会が承認した物品とする。
- (2) 規約第38条の対象となる資産は不動産とし、不動産を除く取得単価100,000円以上の資産については総会の過半数の議決を、その他については班長会において過半数の議決を各々要する。

以上

平成28年4月16日 一部改正

平成29年4月15日 一部改正

平成30年4月21日 一部改正

令和7(2025)年4月20日 一部改正